



小谷村公告第57号

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和5年8月24日

小谷村長 中村 義明



記

1 経営管理権集積計画の対象森林  
別紙のとおり

2 縦覧場所 長野県北安曇郡小谷村  
小谷村役場観光地域振興課農林係、小谷村ホームページ

3 本公告により、小谷村に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

(備考)

1 森林の所在等の情報については、定めた経営管理権集積計画の内容を記載すること。